

春日部市電算業務委託標準契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この約款によって締結する業務委託契約は、請負契約とする。ただし、契約に際し、発注者の承諾を得て別の定めをした場合においては、この限りでない。
- 3 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）がある場合には発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託金額を支払うものとする。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記載するものとする。

(委託金額内訳書、業務工程表及び情報資産取扱規約)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書・設計図書に基づいて委託金額内訳書（以下「内訳書」という。）、業務工程表及び業務の履行上知り得た発注者の所有又は占有に係る情報及びそれを記録した媒体（以下「情報資産」という。）の取扱い規約（以下「情報資産取扱規約」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、内訳書は発注者が不要とした場合は、提出する必要はない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表及び情報資産取扱規約の提出後、指定した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表及び情報資産取扱規約の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった後」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 内訳書及び業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 情報資産取扱規約については、受注者はこれを遵守するものとする。

(権利の帰属)

- 第4条 この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、契約に際し、発注者の承諾を得て別の定めをした場合においては、この限りでない。
- 一 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、発注者に無償で譲渡するものとする。
- 二 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 三 受注者は、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）に規定する権利を、行使

することができない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

3 受注者が前払金の使用や部分払い等によってもなおこの契約の目的物に係る業務の執行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託金額債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託金額債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の執行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(法令等の遵守)

第6条 受注者は、業務の処理及び情報資産の取扱いに際し、下記の関連する法令等を遵守しなければならない。

一 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

二 著作権法(昭和45年法律第48号)

三 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

四 個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年条例第17号)

五 春日部市情報公開条例(平成17年条例第16号)

六 春日部市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程(平成17年訓令第10号)

七 春日部市情報セキュリティポリシー

(セキュリティ対策)

第7条 受注者は、業務の処理及び情報資産の取扱いに際し、下記の項目に掲げるセキュリティ上の脅威について必要な対策を講じなければならない。

一 地震・落雷・火災等の災害や部外者による故意の物理的侵入等の原因による、停電・回線断・故障・異常動作・破壊・盗難等の物理的脅威

二 コンピュータウイルス・トロイの木馬・スパイウェア等の悪意のあるプログラムや部外者による故意の論理的侵入等の原因による、破壊・盗難・盗聴・なりすまし・改ざん等の技術的脅威

三 発注者の責めに帰すことのできない運用ミス・操作ミス等の原因による故障・異常動作・データ破壊・容量超過等の人的脅威

(稼働の保証)

第8条 受注者は、受注者の定義するサービスレベル保証書を別途発注者に提出するとともに、サービスレベル保証書の記載内容が仕様書と一体を成すものとしてこれを遵守し、業務が安全・確実に履行されることを保証しなければならない。

2 発注者及び受注者は、必要に応じてサービスレベル保証書の変更を要求することができるものとし、この場合に相手方は、誠意をもってかかる協議に応じるものとする。

(一括再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 前3項の規定に関わらず、緊急その他やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせることができる。この場合において、当該発注者に対する書面による承諾は、事後によることができる。

5 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第10条 受注者は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用する

ときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 前項の規定は、業務完了後も有効に存続するものとする。

(適正な履行期間の設定)

第11条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(監督員)

第12条 発注者は、監督員を定めたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

第13条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場責任者の業務の履行に関し、指揮監督に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場責任者について業務の現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

5 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

6 他の法令等により当該業務に関し、技術上の管理をつかさどる資格が要求される場合には、現場責任者又は技術管理者は、当該資格者でなければならない。

(業務の処理状況及び情報資産の取扱い状況の検査等)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況及び情報資産の取扱い状況を立ち入り検査し、必要な報告を求め、指示を与えることができる。

(業務内容及び情報資産取扱いの変更又は中止)

第15条 発注者は、必要があるときは、業務内容及び情報資産取扱いを変更し、又は実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面をもってこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第16条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して書面をもって遅滞なくその理由を明示し、履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときに必要な費用を負担しなければならない。

(臨機の措置)

第17条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ、発注者の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(事故発生時の報告義務)

第18条 業務の処理及び情報資産の取扱いに際し、事故が発生したときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第19条 業務の処理及び情報資産の取扱いに関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき事由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第20条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく業務及び情報資産の取扱いにつき補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、前各項の規定を適用する。

4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、成果品及び情報資産を発注者に引き渡さなければならない。

(委託金額の支払)

第21条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続きに従って委託金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第22条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条の規定により指定された率を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、前条の規定による委託金額の支払いが遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に遅延防止法第8条の規定により指定された率を乗じて計算した額の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第23条 受注者は、この契約の満了の日から1年間業務において通常の検査方法によって発見できない契約の内容に適合しないものが発見され、発注者がこれを申し出たときは、無償による修正、又は補足の責めに任じるものとする。ただし、契約に際し、期間等について別の定めをした場合においては、この限りでない。

2 受注者は、前項に規定する契約の内容に適合しないものにより発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 この規定は、発注者が受注者の行った業務の成果の一部又は全部を改変した場合には、当該改変部分又は当該結合部分については、適用されないものとする。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 第9条の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して委託金額債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者が債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託金額債権を譲渡したとき。

(9) 第29条又は第30条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条第1項各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第28条 発注者は、業務が完了しない間は、第25条第1項各号又は第26条各号に規定する場合のほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告による解除権)

第29条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第30条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第15条の規定により業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第15条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5以上に達したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 第29条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求)

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第25条又は第26条の規定により、成果物を引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときは又は債務の履行が不能であるとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第25条又は第26条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75条)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154条)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託金額から既履行部に相応する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第32条の2 受注者(共同体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときには、受注者は、発注者の請求に基づき、委託金額(この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項に規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。いう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第33条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第29条又は第30条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第21条第2項の規定による委託金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて、契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第34条 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時に当該契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

5 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができる。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第35条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約の停止及び中止の際の情報の取り扱い）

第36条 受注者は、業務を停止又は中止した場合においても、業務の履行に関連して保有する一切の情報については、その保全に努めなければならないものとする。

2 受注者は、履行期間に基づき業務が終了した場合、又はこの約款に定めた規定により契約が解除された場合は、発注者の指示に基づき、業務の履行に関連して保有する情報を返還し、又は受注者に代わり業務を履行することとなった者への引継ぎに支障のないように努めなければならない。

（秘密の保持等）

第37条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。
- 3 受注者は、業務を履行する受注者の従業員、その他関係者について、その者の在職中のみならず、退職後においても、前項の義務を遵守させるための契約を締結するなど必要な措置を講じなければならない。

4 前3項の規定は、業務完了後も有効に存続するものとする。

（貸与された物品及び情報の管理）

第38条 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者の所有又は占有に係る物件及び情報資産を使用する場合には、書面により発注者の同意を得なければならない。

2 受注者は、発注者の所有又は占有に係る物件及び情報資産を適切に管理するため、必要な措置を講じなければならない。また、委託目的以外に利用してはならない。

3 受注者は、発注者の請求があったときは、物件及び情報資産を適切に管理するために行う具体的な措置について、提示しなければならない。

4 受注者は、発注者の請求があったとき、又は業務の履行のために必要がなくなったときは、発注者の所有又は占有に係る物件及び情報資産を、発注者の指示に基づき、安全・確実に返還又は破棄しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により発注者の所有又は占有に係る物件及び情報資産を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、前2項の規定による措置を行った場合は、その結果を書面により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第39条 受注者は、発注者からの委託業務を遂行する作業場所を特定し、従業員及び本件業務に係わる処理対象物件等の個人情報適切に管理しなければならない。また、受注者は業務に係わる処理対象物件及びその他の資料等を特定された作業場所以外に無断で持ち出してはならない。

（個人情報の保護）

第40条 発注者及び受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（定めのない事項等）

第41条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附 則

この約款は、令和8年4月1日から施行する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するもの（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。）をいう。以下同じ。）の保護に努めるとともに、個人情報に関する市の施策を実施し、又は実施に協力しなければならない。

2 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 受注者は、受注者の個人情報の取扱いについて発注者から指示があったときは、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損その他の事故を防止するため、個人情報の適正な保管及び搬送に必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、電子媒体で引き渡された資料等で、発注者の承諾を得て受注者の管理、使用する端末機等に保存して作業をする場合、当該端末機等に対し情報漏えい防止のために必要な措置をとらなければならない。

(個人情報の持ち出し)

第7条 受注者は、取り扱う個人情報について、指定された場所から持ち出してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合には、最小限の範囲の情報のみとし、安全管理措置を行ったうえで、発注者及び受注者は授受等の確認を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項の資料等のうち受注者の管理、使用する端末機等に保存し使用等していたものがある場合には、発注者の指示に基づき、消去し復元不可能な状態にした上、書面をもってその結果を発注者に報告するものとする。

(従事者の明確化)

第10条 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。また、その者に身分証明書を携行させなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る業務に従事する者を変更する場合には、事前に書面により発注者に通知しなければならない。

(従事者への周知・監督・教育)

第11条 受注者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この

業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させ、必要な教育及び研修を実施し、監督しなければならない。また、発注者は、受注者に対して、必要に応じて遵守状況などについて報告を求めることができる。

(苦情の処理等)

第12条 受注者は、受注者が行った個人情報の取扱いについて苦情の申出を受けたときは、速やかにその旨を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(実地調査)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、生じた損害の賠償を請求することができる。